

分任契約担当官
陸上自衛隊鹿追駐屯地
第374会計隊鹿追派遣隊長 石 黒 啓 祐

第374会計隊鹿追派遣隊におけるオープンカウンター方式による見積り依頼について

- 1 本リストは、オープンカウンター方式実施要項に基づく手続きが必要です。
- 2 本方式は随意契約を前提とした見積り依頼であり、有効な見積書をもって申し込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積書をもって申し込みをした者を契約の相手方とします。

3 件名リスト

一連 番号	件 名	納入（履行） 場所	納期 （履行期限）	見積り依頼書 公表日	見積書 提出期限	見積り合わせの 日時	防衛省競争 参加資格	備 考
19	駐屯地紙細断機保守点検役務	陸上自衛隊 鹿追駐屯地	6.7.31	6.5.17	6.5.24 1000まで	6.5.24 1000	なし	防衛省競争参加資格を有していない者であっても、中小企業 経営強化法の認定を受けた中小企業・小規模事業者、又は、 過去の実績等により十分な履行能力が証明できる者は参加可 能
20	高架水槽等清掃役務	陸上自衛隊 鹿追駐屯地	6.8.30	6.5.17	6.5.24 1000まで	6.5.24 1000	なし	〃
21	レジオネラ属菌水質検査	陸上自衛隊鹿追駐屯地 及び然別しよう舎	7.3.31	6.5.17	6.5.24 1000まで	6.5.24 1000	なし	〃
22	ばい煙測定役務	陸上自衛隊鹿追駐屯地 及び然別しよう舎	7.3.31	6.5.17	6.5.24 1000まで	6.5.24 1000	なし	〃
23	二酸化炭素消火設備総合点検役 務	陸上自衛隊鹿追駐屯地 然別しよう舎	6.8.30	6.5.17	6.5.24 1000まで	6.5.24 1000	なし	〃
24	軽油2号スタンド（南側）計量 機ホース交換	陸上自衛隊 鹿追駐屯地	6.7.31	6.5.17	6.5.24 1000まで	6.5.24 1000	なし	〃
25	駐屯地整備車外注整備	陸上自衛隊 鹿追駐屯地	6.6.28	6.5.17	6.5.24 1000まで	6.5.24 1000	なし	〃
26	ガスメーター交換	陸上自衛隊 鹿追駐屯地	6.6.28	6.5.17	6.5.24 1000まで	6.5.24 1000	なし	〃

4 仕様書及び内訳書の交付場所、契約条項等を示す場所、問合せ先及び提出先

〒081-0204

河東郡鹿追町笹川北12線10番地

陸上自衛隊鹿追駐屯地 第374会計隊鹿追派遣隊契約班 (担当：田所)

TEL 0156-66-2211 (内線347) FAX 0156-66-2212 (直通)






※希望によりFAXにて仕様書または内訳書を送付します。

※同等品申請は、見積書提出期限の前日1000までとする。

5 落札決定方法

落札決定に当たっては、入札（見積）書に記載された金額に当該金額の10%（軽減税率対象品目については8%）に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので入札（見積）者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100（軽減税率対象品目については108分の100）に相当する金額を入札（見積）書に記載すること。ただし、入札（見積）書に記載される書面上の金額が消費税法に規定する消費税及び地方消費税の課税標準と一致しないものは除く。

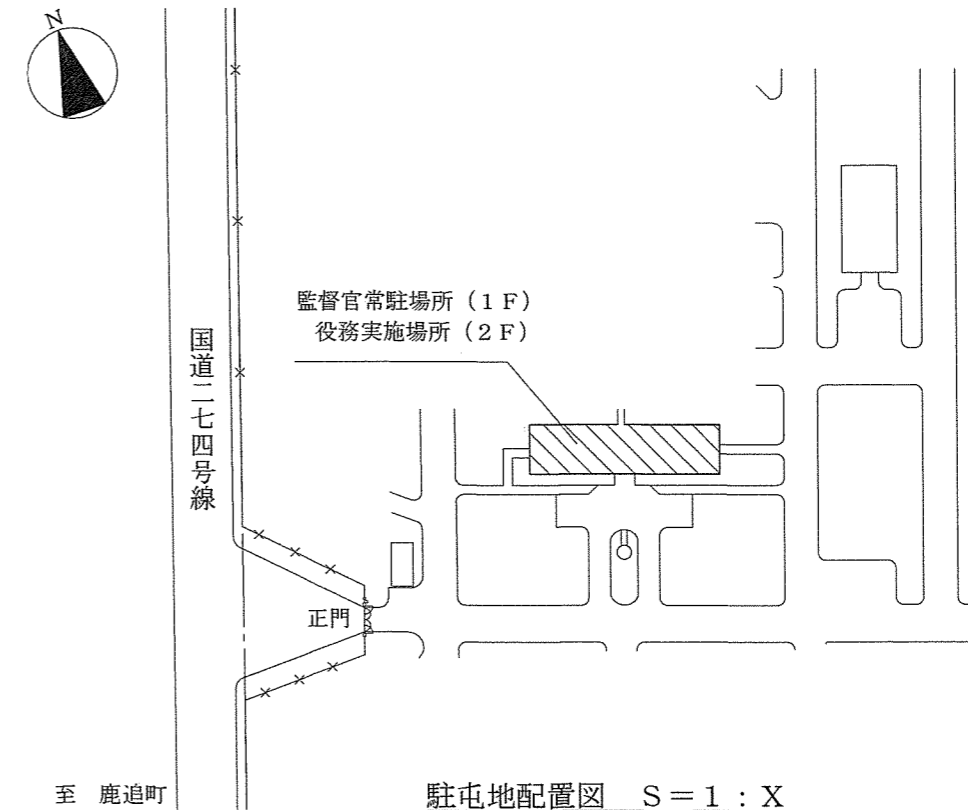
駐屯地紙細断機保守点検役務

図名	表紙	仕様書 番号	8	図番	1/2
業務隊長	管理科長	営繕班長	工事企画	管財	
					
鹿追駐屯地業務隊管理科		令和6年4月22日		作成者	秋元 勇人

役 務 仕 様 書







- 1 役務件名：駐屯地紙細断機保守点検役務
- 2 役務場所：河東郡鹿追町笹川北12線10番地 陸上自衛隊鹿追駐屯地
- 3 適用範囲：本仕様書は、陸上自衛隊鹿追駐屯地で実施する「駐屯地紙細断機保守点検役務」について適用する。
- 4 役務概要：紙細断処理機保守点検作業

紙細断機（中）1号機	：(株)明光商会 MS SHREDDER 431CP-B
紙細断機（中）3号機	：(株)明光商会 MS SHREDDER 431SEF-B
紙細断機（小）	：(株)ターレジャパン No.33130 カレオン310C
- 5 一般事項
 - (1) 本役務は本仕様書に規定するほか、メーカー点検仕様書を遵守し、安全管理に十分留意し作業を実施する。
 - (2) 本仕様書に明記なき事項又は、疑いを生じた場合はすべて監督官と協議しその指示による。
 - (3) 請負業者は法的資格を有するとともに、役務を完遂できる能力を保持していること。
 - (4) 請負業者は安全管理処置を適切に実施し、安全についての責任を負う。
 - (5) 本役務に関し、監督官の指示する書類を提出し承諾を受ける。
 - (6) 本役務の写真撮影において、役務の対象以外の撮影は禁止する。
 - (7) 本役務の写真は請負業者の責任により各工程毎に分けて撮影し、カラーサービス版・デジタルカメラのどちらかで撮影してもアルバムを作成のうえ、監督官に提出する。
 - (8) 本役務に必要な器材等は、全て請負業者が準備する。
 - (9) 本役務に起因した事故により官側に損害を与えた場合は、請負業者の責任において現状に復する。
 - (10) 本役務完了後、速やかに点検結果報告書を作成し提出する。
 - (11) 機器の不具合を確認した場合は、復元に要する見積金額を書面により提出する。
- 6 特記事項
 - (1) 各部ボルトの緩み状況の点検、緩みがある場合については増締め等の処置をする。
 - (2) カッター・仕切板・ディスタンスピース等の損傷及び摩耗状況を確認する。
 - (3) 紙細断機（中）3号機においてはスパイラルカッター及びフラットカッターの芯出し調整をする。なお、調整に伴う消耗品等は全て請負業者が準備する。
 - (4) モーター部分異常音を確認する。
 - (5) ギアの損傷・摩耗状況の確認及びグリスアップをする。
 - (6) 電装部品及びUVユニットの点検及び増締めをする。
 - (7) 本体内部の紙溜まり等の確認及び残存物を除去する。
 - (8) その他、必要と思われる部分を点検する。



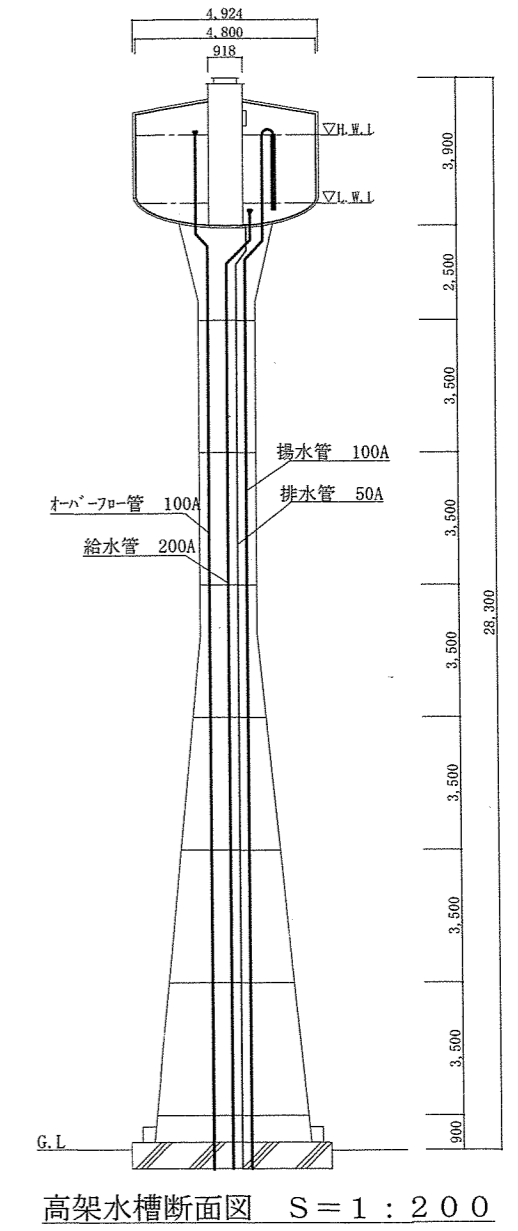
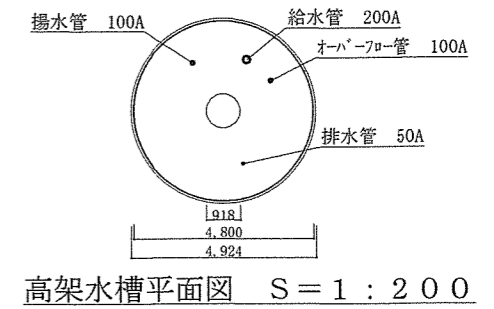
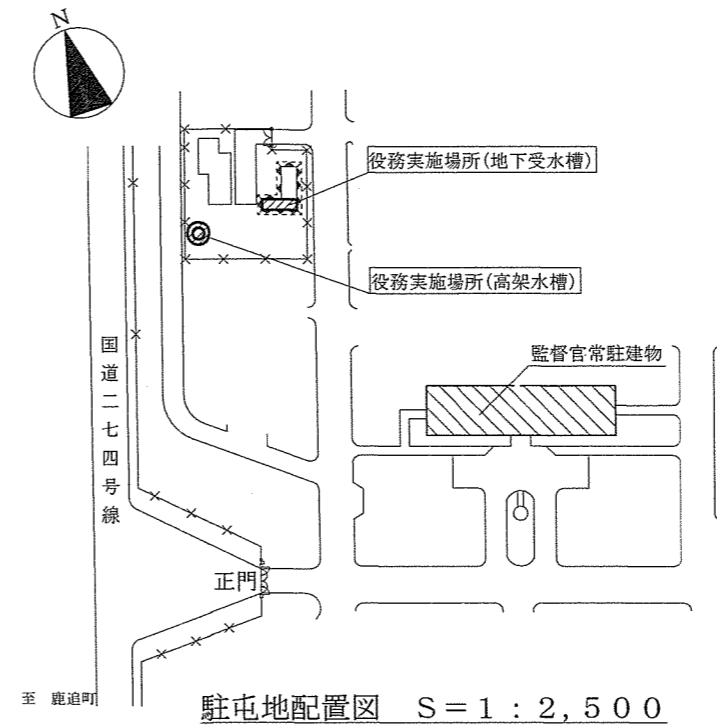
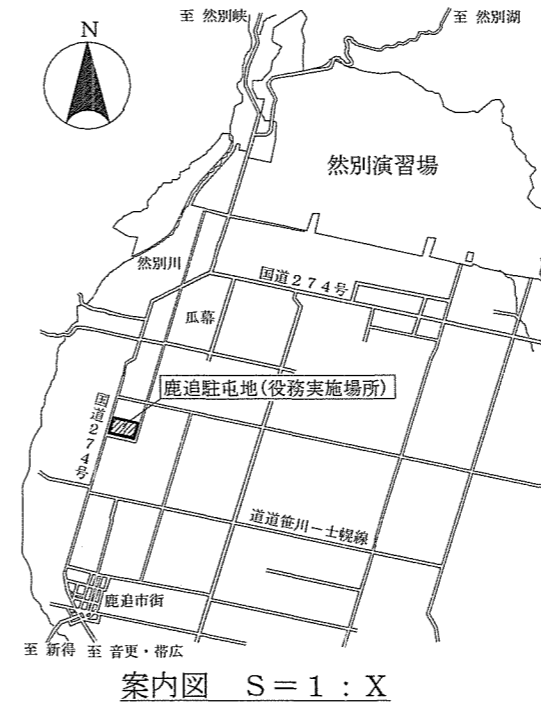
件 名	駐屯地紙細断機保守点検役務	図 番	2 / 2
図 名	仕様書・案内図・駐屯地配置図	縮 尺	
鹿追駐屯地業務隊管理科	令和6年4月22日	作成者	秋元 勇人

高架水槽等清掃役務

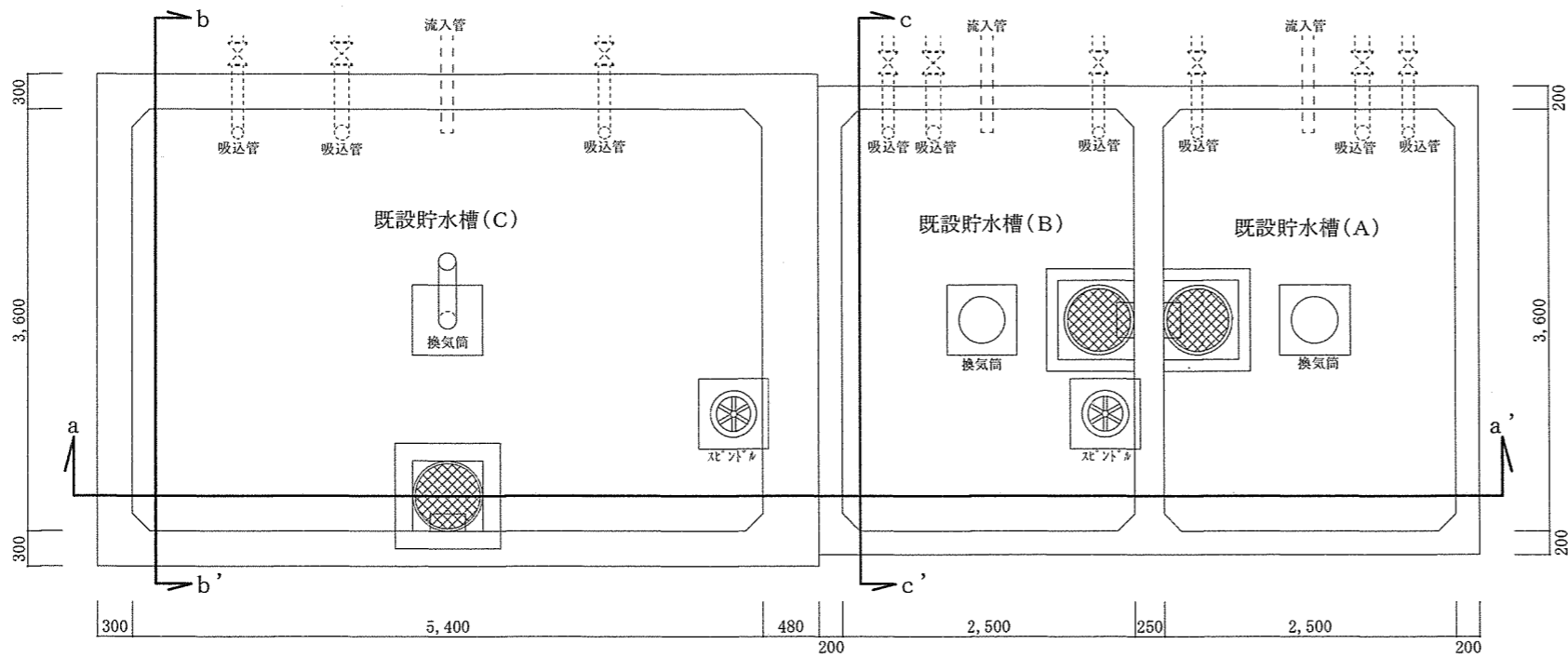
図名	表紙	仕様書 番号	10	図番	1/3
業務隊長	管理科長	営繕班長	工事企画	管財	給排水
					
鹿追駐屯地業務隊管理科		令和6年4月25日		作成者	秋元 勇人

役 務 仕 様 書

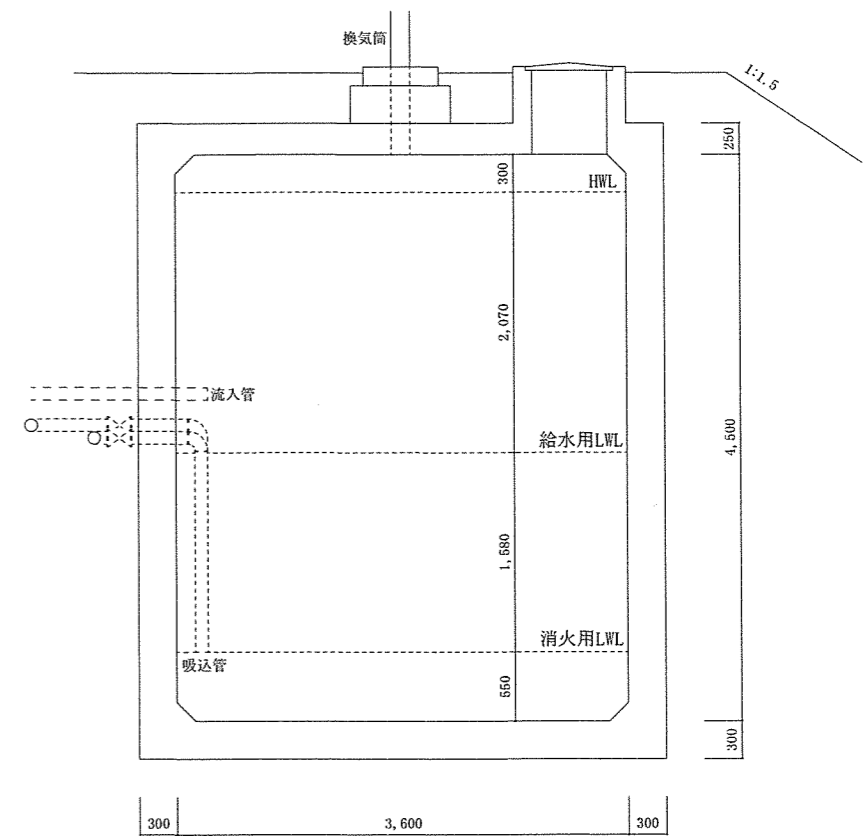
- 1 役務件名：高架水槽等清掃役務
- 2 役務場所：河東郡鹿追町笹川北12線10番地 陸上自衛隊鹿追駐屯地
- 3 適用範囲：本仕様書は、陸上自衛隊鹿追駐屯地で実施する「高架水槽等清掃役務」について適用する。
- 4 役務概要：高架水槽及び地下受水槽内の清掃及び消毒 1式
 高架水槽：30t(地上28m)
 地下受水槽：125t(A27.5t、B27.5t、C70t)
- 5 一般事項
 - (1) 本役務は本仕様書に規定するほか、関係法令を厳守し、安全管理に十分留意し作業を実施する。
 - (2) 請負業者は法的資格を有するとともに、役務を完全に遂行できる能力を具備するものとする。
 - (3) 清掃等作業時に疑義が生じた場合、または要修理箇所等を発見した場合は監督官と調整する。
 - (4) 請負業者は安全管理処置を適切に実施し、安全についての責任を負う。
 - (5) 本役務に関し、監督官の指示する書類を提出し承諾を受ける。
 - (6) 本役務の写真撮影において、役務の対象以外の撮影は禁止する。
 - (7) 本役務の写真は請負業者の責任により各工程毎及び監督官が指示する箇所を撮影し、カラーサービス版・デジタルカメラのどちらかで撮影してもアルバムを作成のうえ、監督官に提出する。
 - (8) 本役務実施中に発生した事故等については、請負業者の責任とし、官側に損害を与えた場合は補償する。
 - (9) 本役務に必要な器材等は、全て請負業者が準備する。
 - (10) 本役務完了後、速やかに清掃実施報告書を作成し提出する。
- 6 特記事項
 - (1) 本役務に従事する者は事前に健康診断を受け、診断結果の写しを提出する。
 - (2) 清掃前に身体及び作業被服等の消毒を実施する。
 - (3) 水槽への潜入前にマンホール入り口部の清掃を完全に実施し、清掃中は給水管内等への異物流入を防止する。
 - (4) 水槽内部の付着物等をブラシ・高圧洗浄機等で除去した後、内部全面の清掃を実施する。
 - (5) 消毒薬剤は、有効塩素50～100ppmの次亜塩素酸ナトリウム溶液を使用し、水槽内全面を2度消毒する。
 なお、消毒後は絶対入槽しない。
 - (6) 消毒終了後30分以上経過した後に水槽内に注水を開始し、水質検査(残留塩素、色度、濁度)を実施、検査結果を提出する。
 - (7) 清掃等に使用する電気については、請負業者が発電機等を用意する。
 - (8) 本役務終了後、生じた故障等の修復については、その原因が請負業者の責に帰すべき事由によるものと認められる場合は、役務完了後1ヵ年に限り請負業者が修復すべき補償義務を負う。
 - (9) 清掃予定日時については令和6年8月3日(土)、断水時間は0830～1300とするので、その間に清掃及び消毒を完了させる。



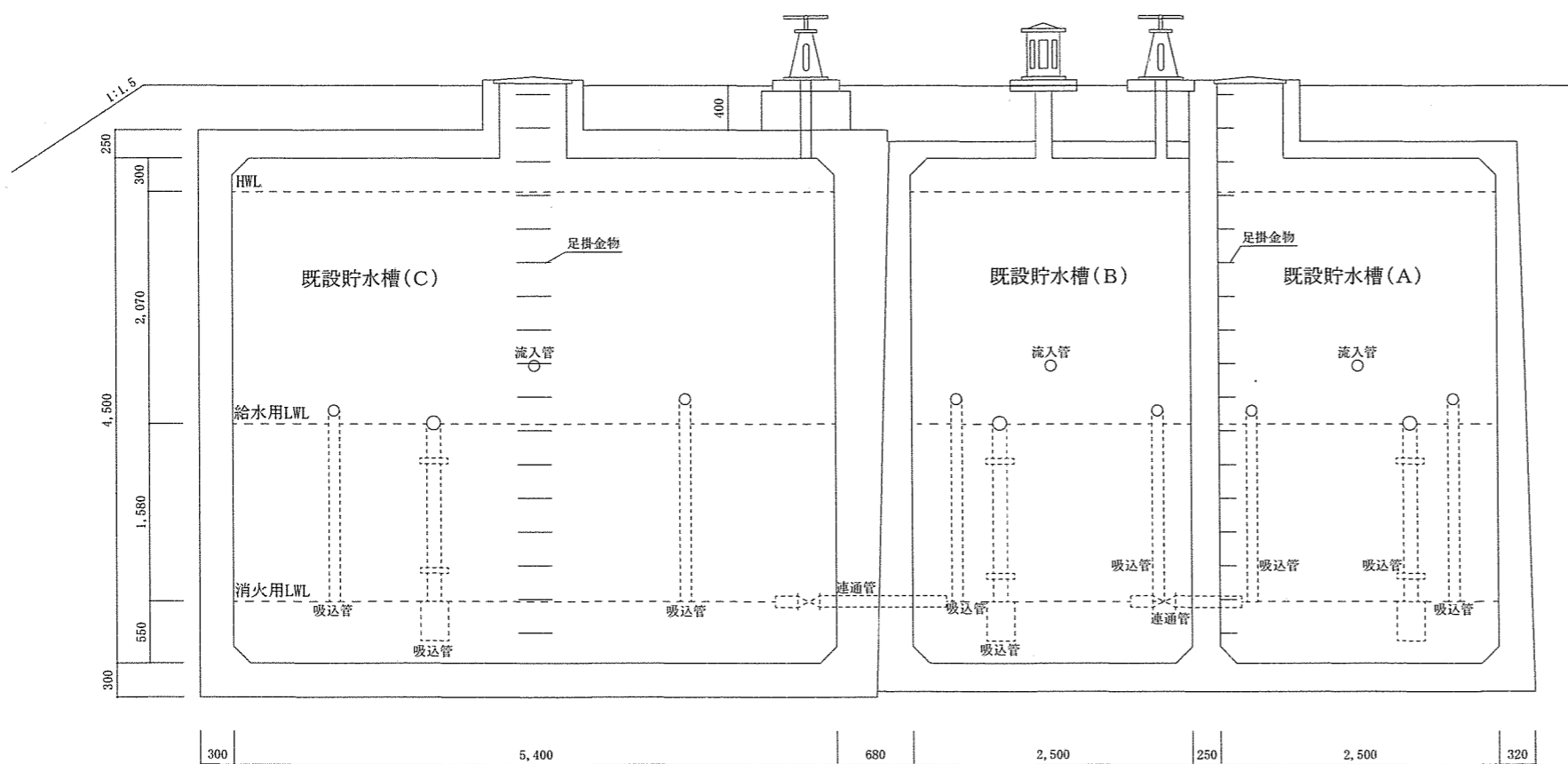
件名	高架水槽等清掃役務	図番	2 / 3
図名	仕様書・案内図・駐屯地配置図・高架水槽断面図	縮尺	図示
鹿追駐屯地業務隊管理科	令和6年4月25日	作成者	秋元 勇人



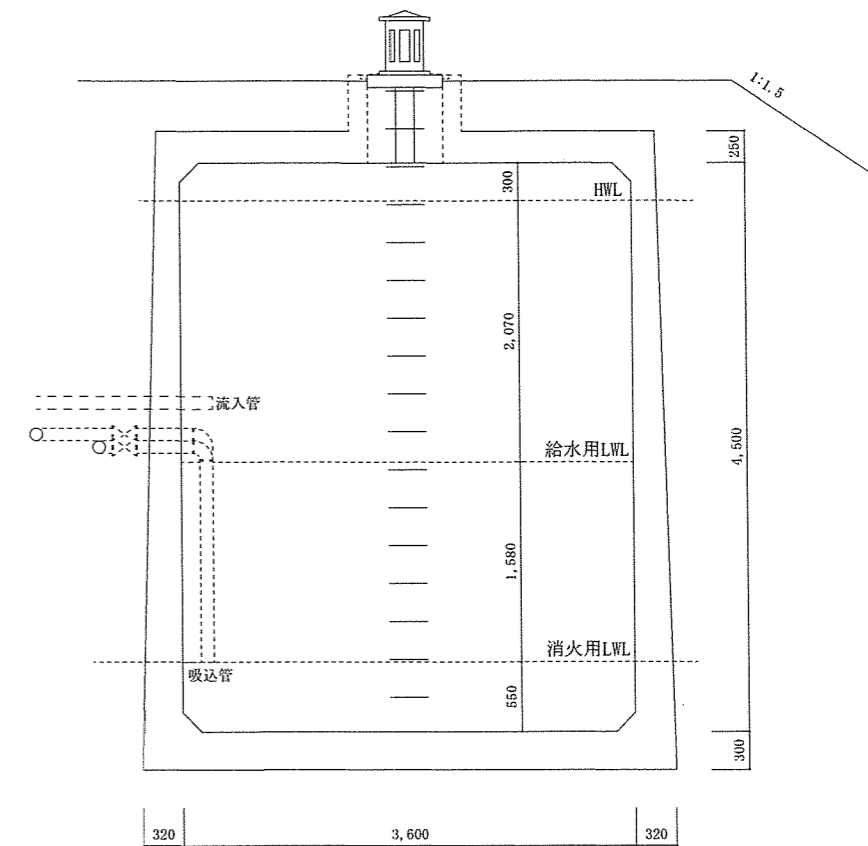
地下受水槽平面図 S = 1 : 60



b - b' 断面図 S = 1 : 60









a - a' 断面図 S = 1 : 60



c - c' 断面図 S = 1 : 60

件名	高架水槽等清掃役務	図番	3 / 3
図名	地下受水槽平面図・断面図	縮尺	1 : 60
鹿追駐屯地業務隊管理科	令和6年4月25日	作成者	秋元 勇人

レジオネラ属菌水質検査

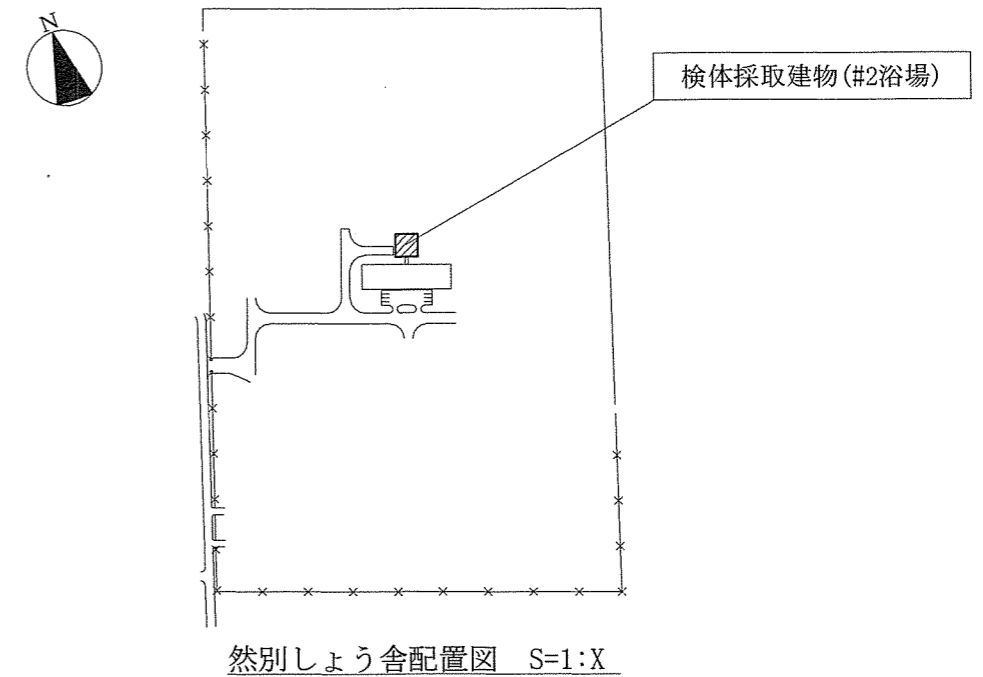
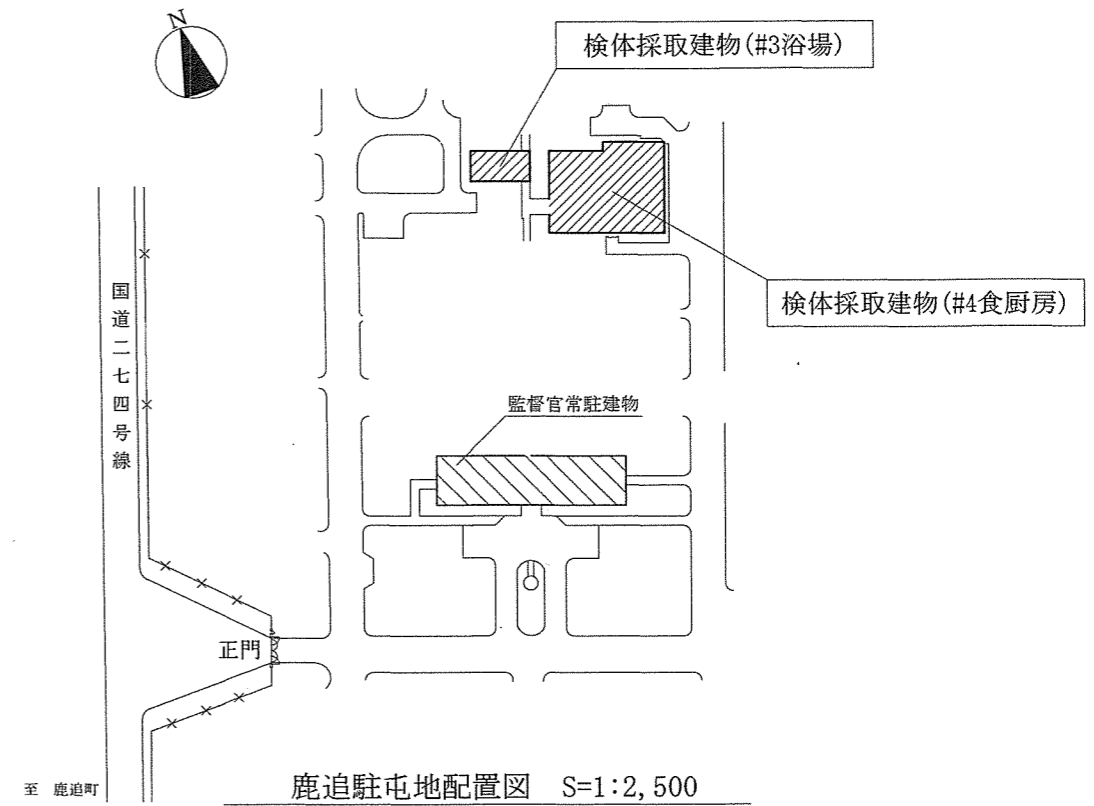
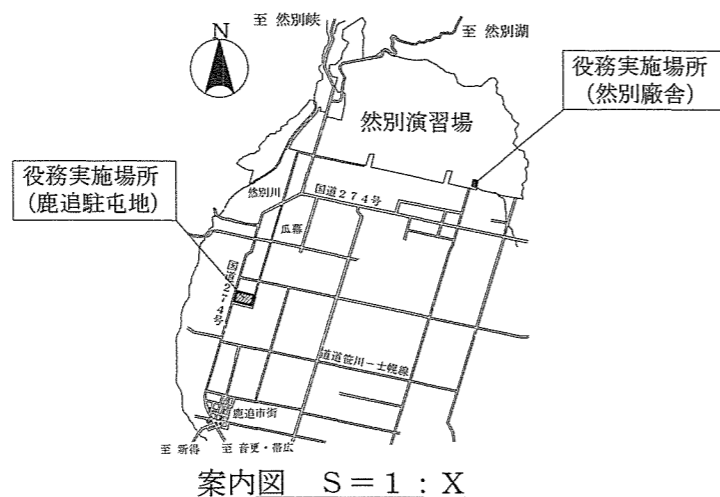
図名	表紙	仕様書 番号	11	図番	1/4
業務隊長	管理科長	営繕班長	給排水係	工事企画	管財
					
鹿追駐屯地業務隊管理科		令和6年5月7日		作成者	秋元 勇人

役 務 仕 様 書

- 1 役務件名：レジオネラ属菌水質検査
- 2 役務場所：河東郡鹿追町笹川北12線10番地 陸上自衛隊鹿追駐屯地
河東郡鹿追町宇リマク 陸上自衛隊然別演習場（然別しょう舎）
- 3 適用範囲：本仕様書は、陸上自衛隊鹿追駐屯地で実施する「レジオネラ属菌水質検査」について適用する。
- 4 役務概要：検体100ml中におけるレジオネラ属菌総数の分析検査

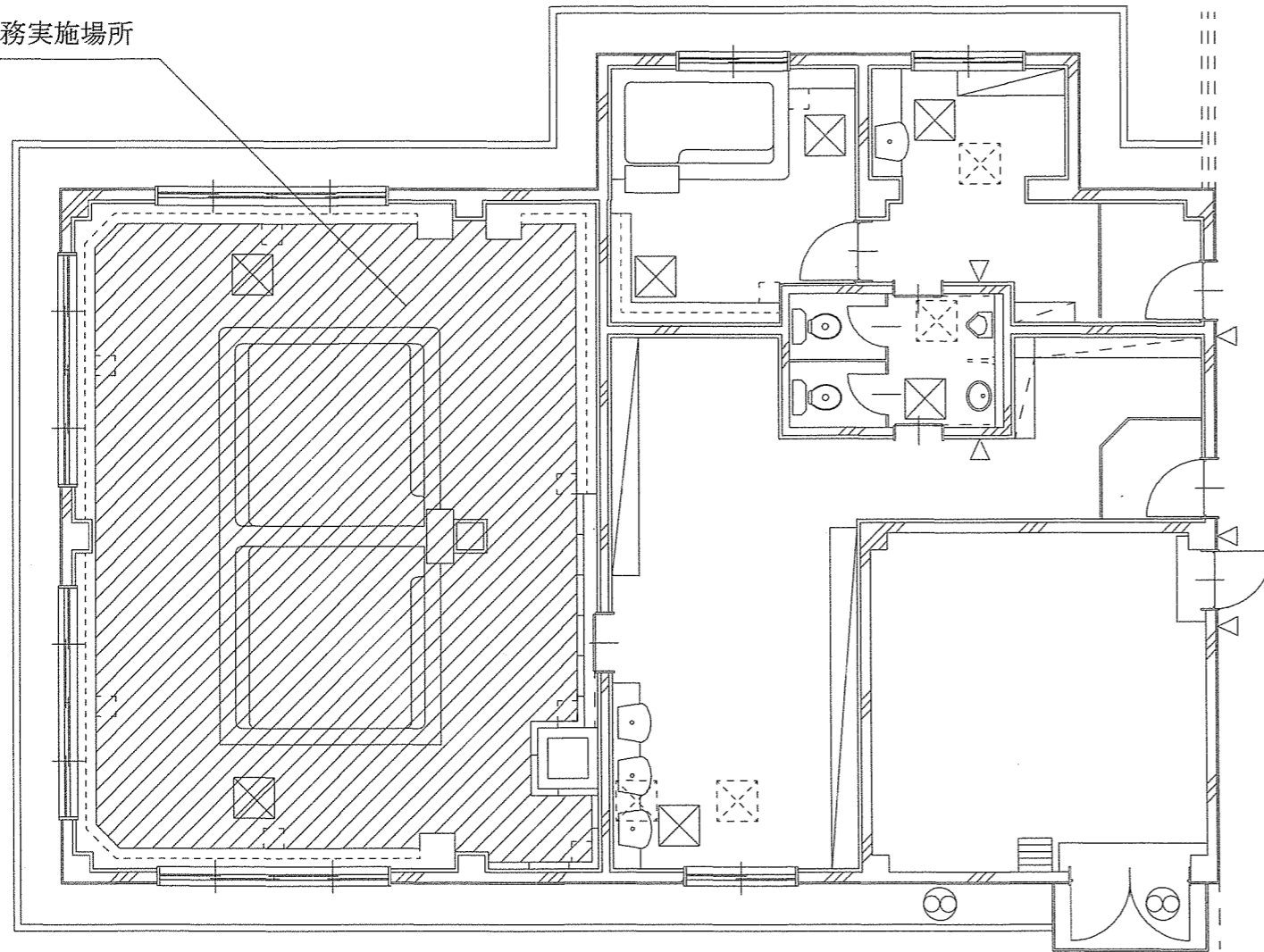
検査場所	回数
鹿追駐屯地（#3浴場）	2回
鹿追駐屯地（#4食厨房 冷却塔）	1回
然別しょう舎（#2浴場）	2回

- 5 一般事項
 - (1) 本役務は本仕様書に規定するほか、関係法令を厳守し、安全管理に十分留意し作業を実施する。
 - (2) 請負業者は法的資格を有するとともに、役務を完全に遂行できる能力を具備するものとする。
 - (3) 本仕様書に明記なき事項又は、疑義が生じた場合は監督官と調整する。
 - (4) 請負業者は安全管理処置を適切に実施し、安全についての責任を負う。
 - (5) 本役務の写真撮影において、役務の対象以外の撮影は禁止する。
 - (6) 本役務の写真は請負業者の責任により各検査工程毎及び監督官が指示する箇所を撮影し、カラーサービス版・デジタルカメラのどちらかで撮影してもアルバムを作成のうえ、監督官に提出する。
 - (7) 本役務実施中に発生した事故等については、請負業者の責任とし、官側に損害を与えた場合は補償する。
 - (8) 本役務に必要な器材等は請負業者が準備する。
 - (9) 本役務完了後、速やかに検査結果報告書を作成し提出する。
- 6 特記事項
 - (1) 検体採取については、監督官立ち会いのうえ実施する。
 - (2) 検査の日程について、1回目の実施を8月とし、2回実施する箇所は2回目の実施を2月とする。
細部については監督官と調整する。



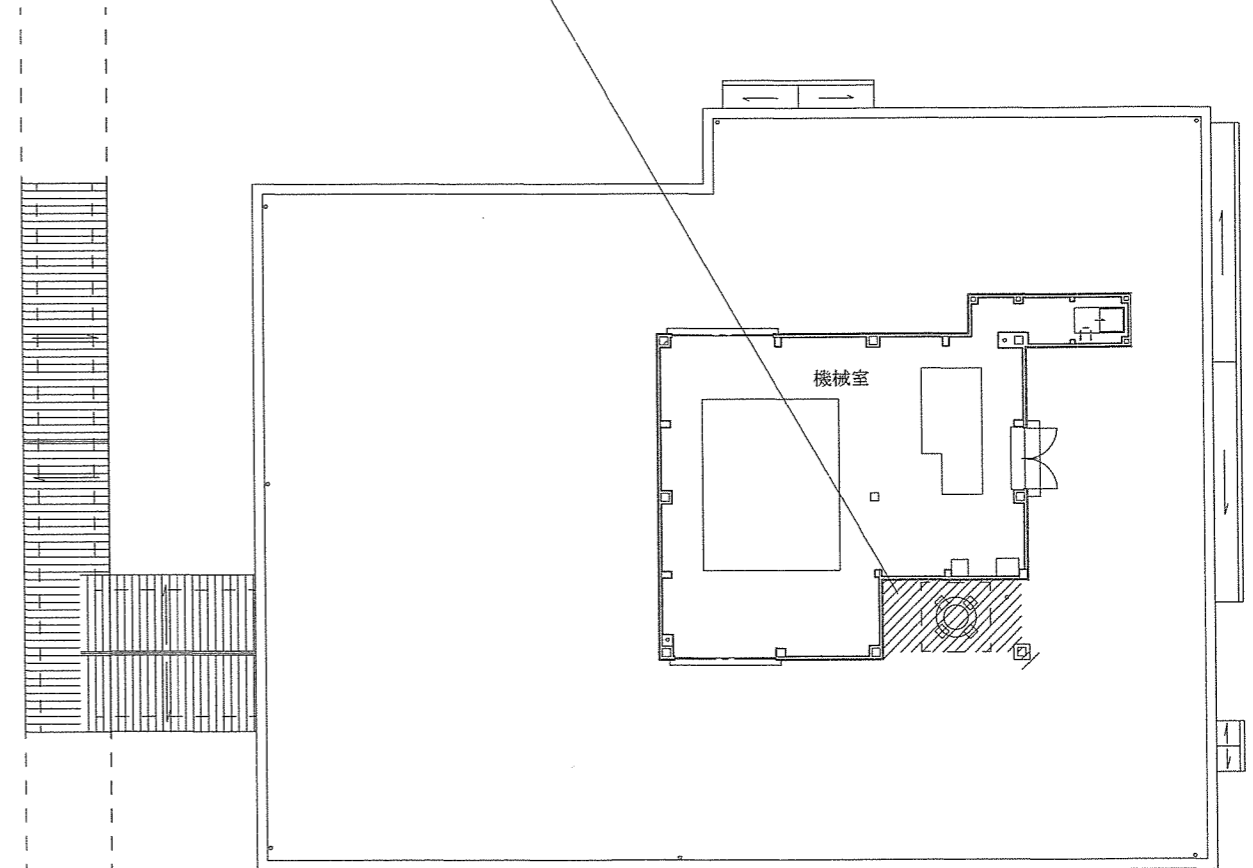
件名	レジオネラ属菌水質検査	図番	2/4
図名	仕様書・案内図・駐屯地配置図・然別しょう舎配置図	縮尺	図示
鹿追駐屯地業務隊管理科	令和6年5月7日	作成者	秋元 勇人

役務実施場所



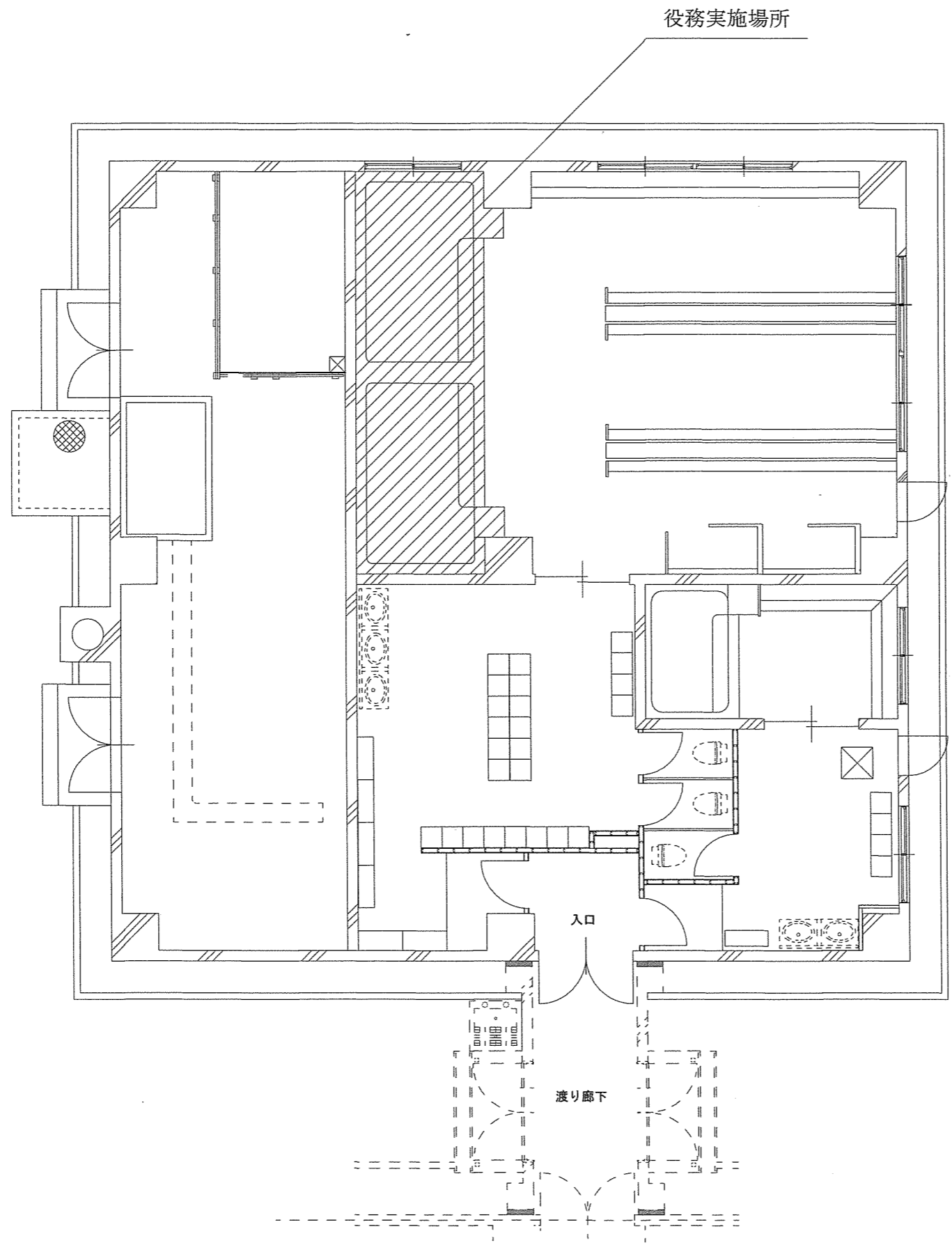
3 建物平面図 S=1:100

役務実施場所



4 建物(2F)平面図 S=1:300







件名	レジオネラ属菌水質検査	図番	3/4
図名	平面図	縮尺	図示
鹿追駐屯地業務隊管理科	令和6年5月7日	作成者	秋元 勇人



然別しょう舎#2建物平面図 S=1:100

件名	レジオネラ属菌水質検査	図番	4/4
図名	平面図	縮尺	図示
鹿追駐屯地業務隊管理科	令和6年5月 日	作成者	秋元 勇人

ばい、煙測定役務

図名	表紙	仕様書 番号	12	図番	1/4
業務隊長	管理科長	営繕班長	ボイ係長	工事企画	管財
					
鹿追駐屯地業務隊管理科		令和6年5月7日		作成者	秋元 勇人

役 務 仕 様 書

- 1 役務件名：ばい煙測定役務
- 2 役務場所：河東郡鹿追町笹川北12線10番地 陸上自衛隊鹿追駐屯地
河東郡鹿追町字ウリマク 陸上自衛隊然別しょう舎
- 3 適用範囲：本仕様書は、陸上自衛隊鹿追駐屯地及び然別しょう舎で実施する「ばい煙測定役務」について適用する。
- 4 役務概要：ばい煙測定×10回・基(諸元等は下表による。)

駐屯地 しょう舎	設置建物	メーカー	型 式	伝熱面積 (m ²)	燃料使用量 (L/h)	使用燃料	基数	回数
駐屯地	#27ボイラー室	IHI呉ボイラー	KMH-05A	30.27	212.3	重油1種2号	2基	2回
	#49整備工場	昭 和	CVM-8003A-HH	12.87	100.1	重油1種2号	1基	1回
	#55整備工場	ホシ	PF-3003AS	13.50	38.9	重油1種2号	1基	1回
しょう舎	浴 場	日本サマー	KFL-630CL	13.50	83.3	灯 油	2基	2回

5 一般事項

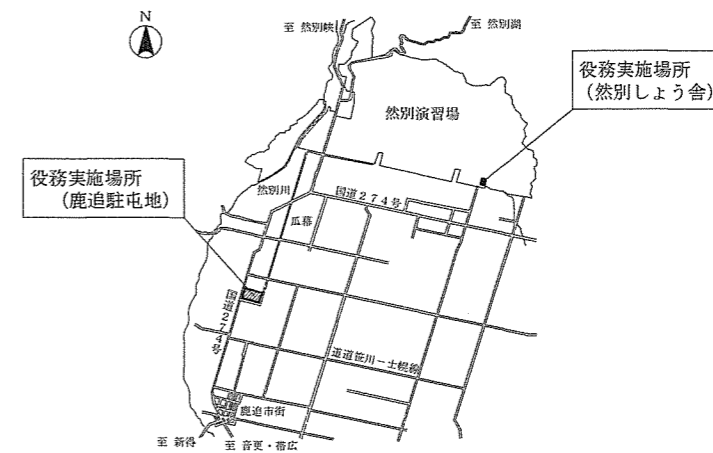
- (1) 本役務は本仕様書に規定するほか、関係法令を厳守し、安全管理に十分留意し作業を実施する。
- (2) 本仕様書に明記なき事項又は、疑いを生じた場合はすべて監督官と協議し、その指示による。
- (3) 請負業者は法的資格を有するとともに、役務を完遂できる能力を保持していること。
- (4) 請負業者は安全管理処置を適切に実施し、安全についての責任を負う。
- (5) 本役務に関し、監督官の指示する書類を提出し、承諾を受ける。
- (6) 本役務の写真撮影において、役務の対象以外の撮影は禁止する。
- (7) 本役務の写真は請負業者の責任により各工程毎に分けて撮影し、カラーサービス版・デジタルカメラのどちらかで撮影してもアルバムを作成のうえ、監督官に提出する。
- (8) 本役務に必要な器材等は、全て請負業者が準備する。
- (9) 本役務に起因した事故により官側に損害を与えた場合は、請負業者の責任において現状に復する。
- (10) 本役務完了後、速やかに測定結果報告書を作成し、提出する。

6 特記事項

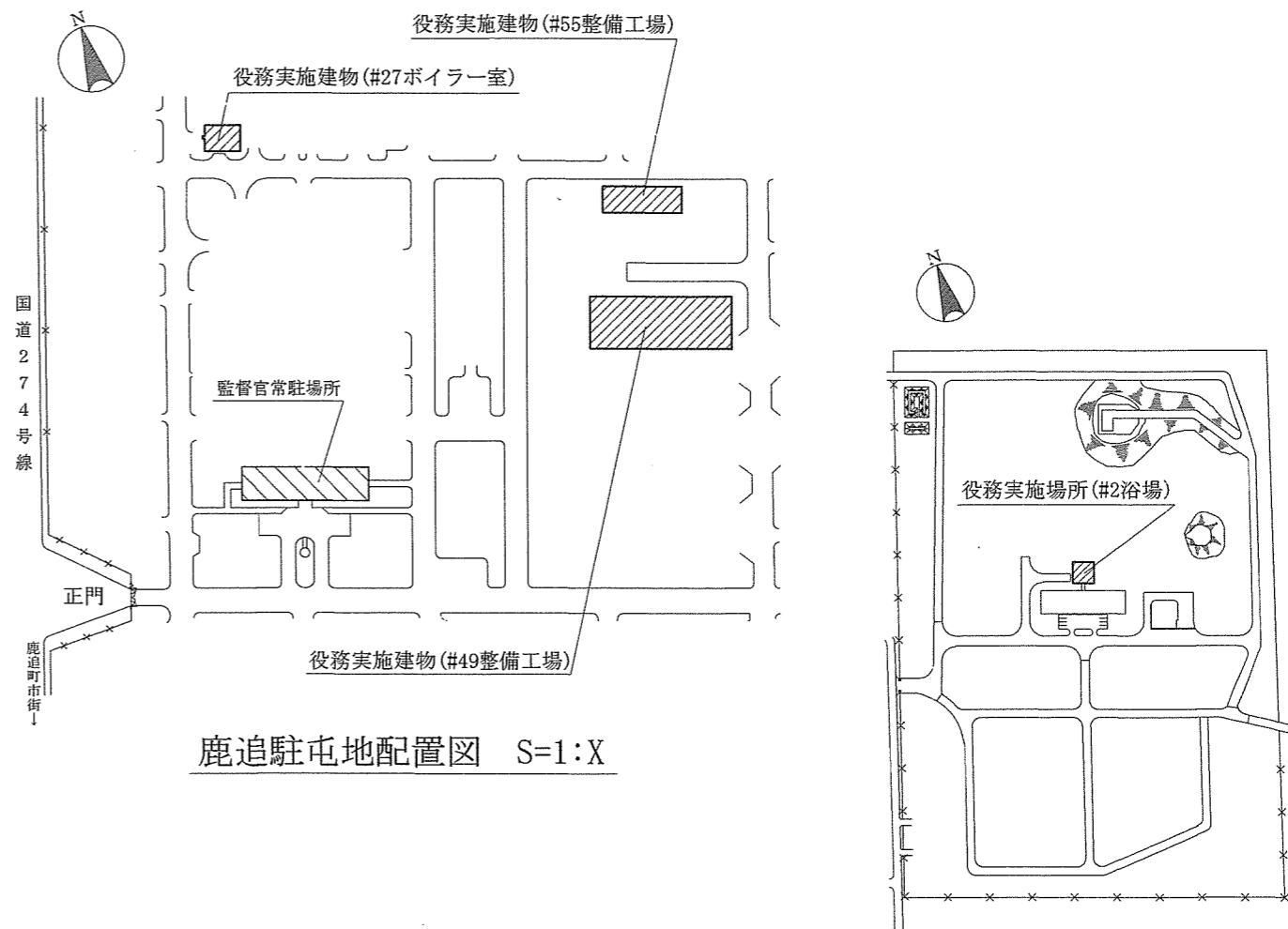
- (1) 本役務は大気汚染防止法に基づき、ばい煙発生施設のばい煙量及びばい煙濃度の測定を行う。
- (2) 測定項目等については、下表のとおり。

測定項目	大気汚染防止法施行規則	計量方法	備 考
ばいじん濃度	第15条2	JIS Z 8808	
窒素酸化物濃度	第15条4	JIS K 0104	
硫黄酸化物排出量	第15条1	JIS K 0103	

- (3) 測定実施時期については、2回測定するボイラーは1回目を8月、2回目を2月に実施、その他1回のみ測定するボイラーは2月に実施することを基準とし、細部日程については監督官と調整すること。



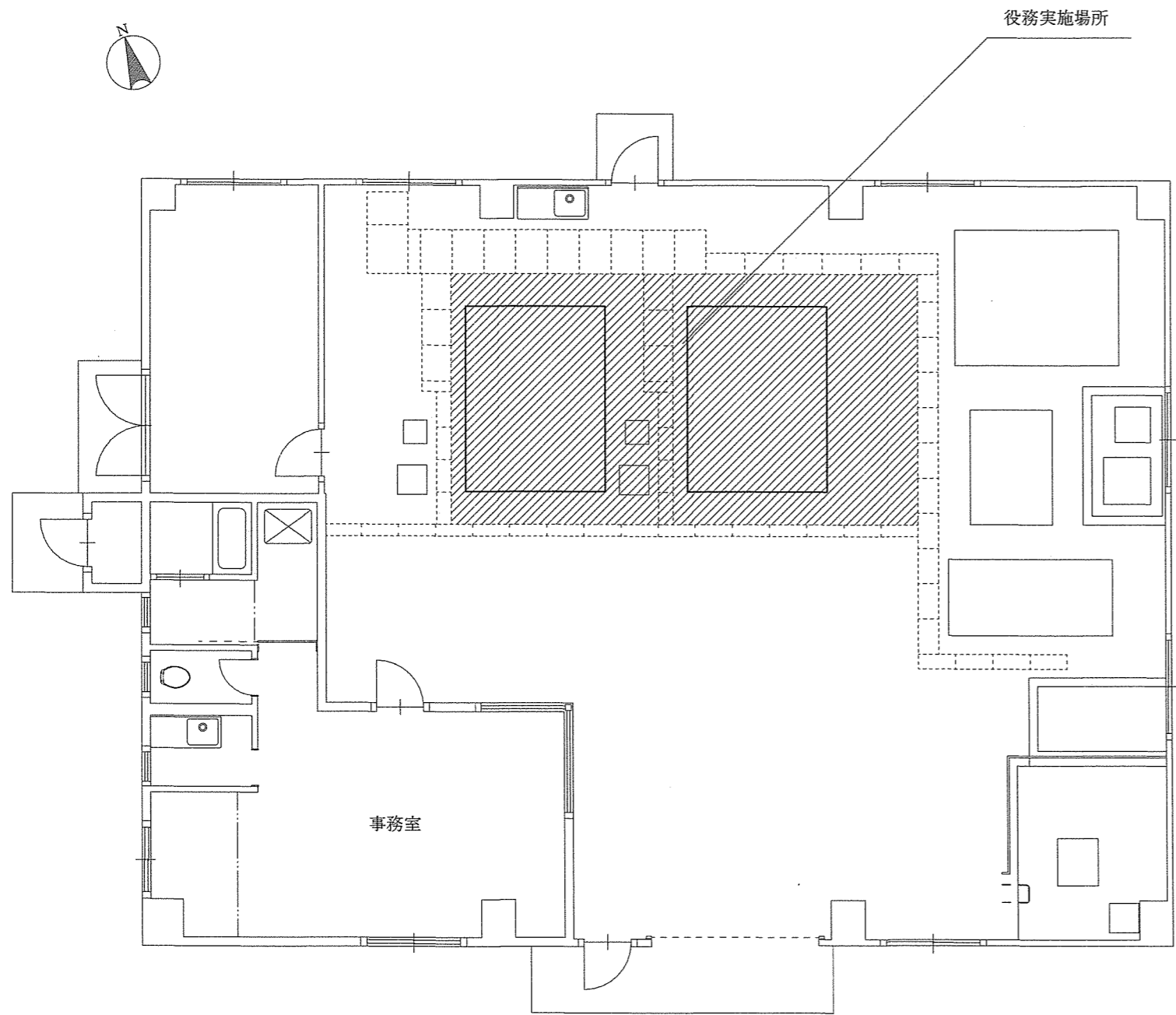
案内図 S=1:X



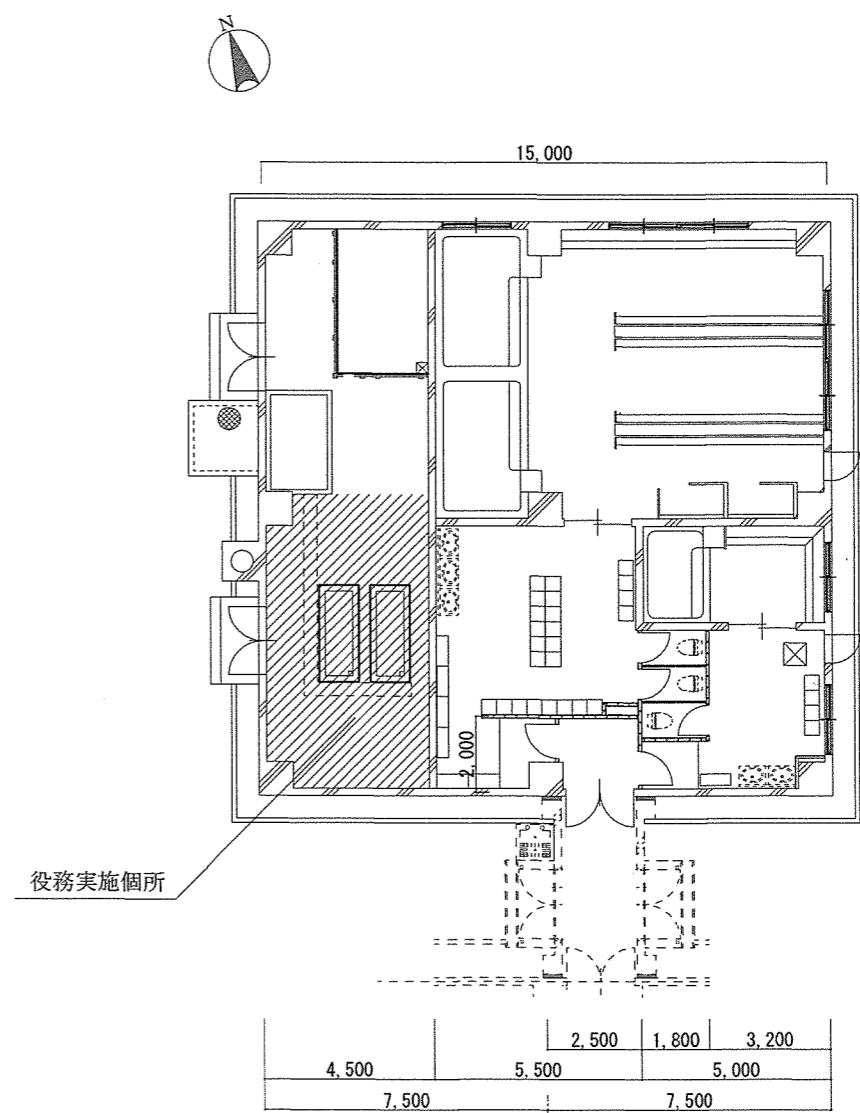
鹿追駐屯地配置図 S=1:X

然別しょう舎配置図 S=1:X

件 名	ばい煙測定役務	図 番	2 / 4
図 名	仕様書・案内図・駐屯地配置図・然別しょう舎配置図	縮 尺	
鹿追駐屯地業務隊管理科	令和6年5月7日	作成者	秋元 勇人

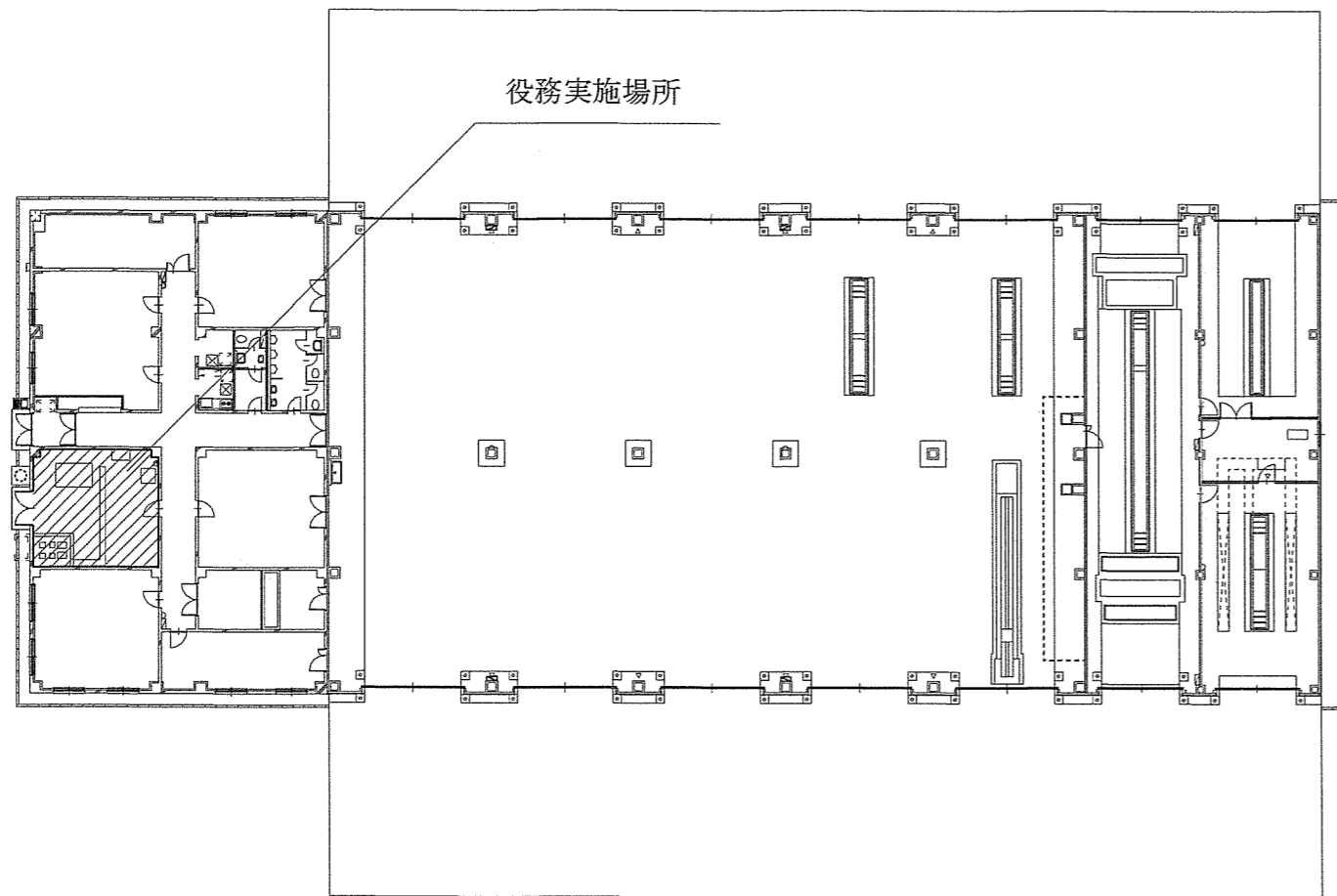


#27ボイラー室平面図 S=1:100

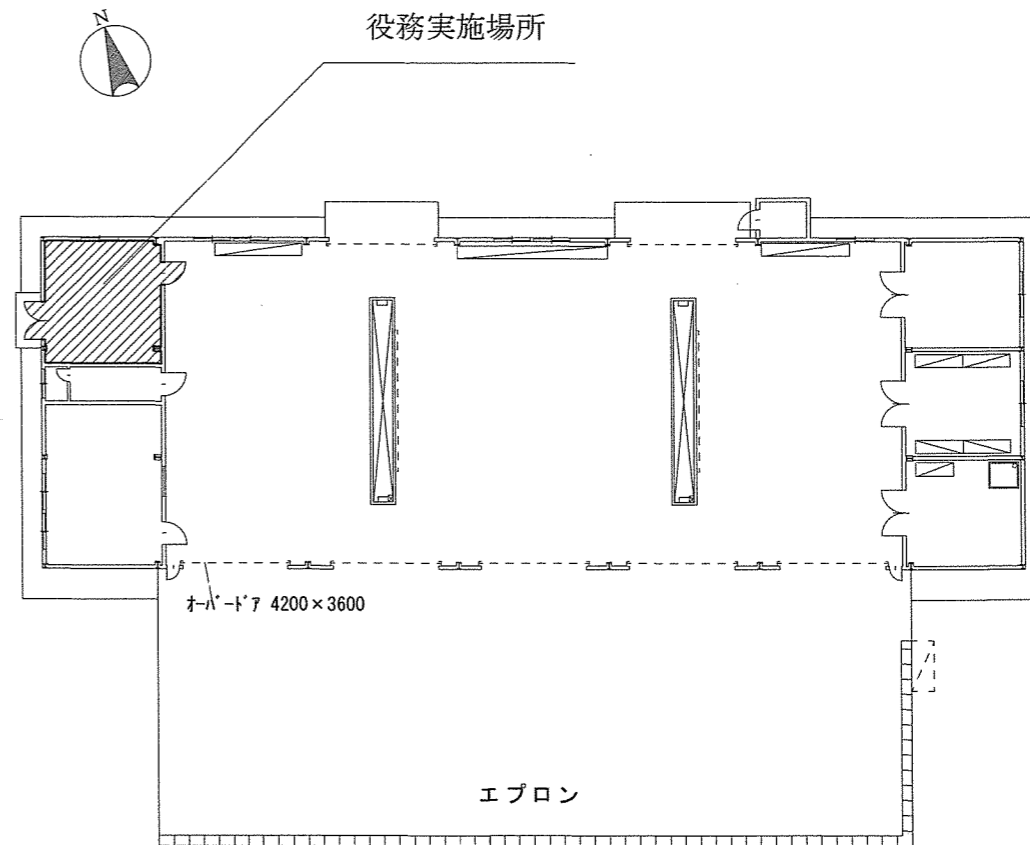


然別廠舎浴場平面図 S=1:200

件名	ばい煙測定役務	図番	3/4
図名	平面図	縮尺	図示
鹿追駐屯地業務隊管理科	令和6年5月7日	作成者	秋元 勇人







#49整備工場平面図 S=1:400



#55整備工場 S=1:300

件名	ばい煙測定役務	図番	4/4
図名	平面図	縮尺	図示
鹿追駐屯地業務隊管理科	令和6年5月7日	作成者	秋元 勇人

二酸化炭素消火設備総合点検役務

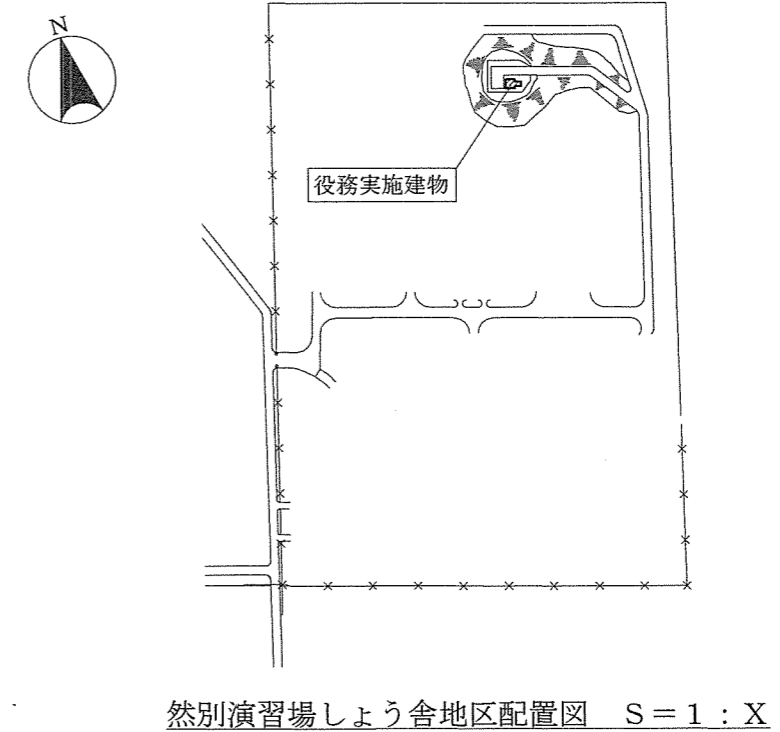
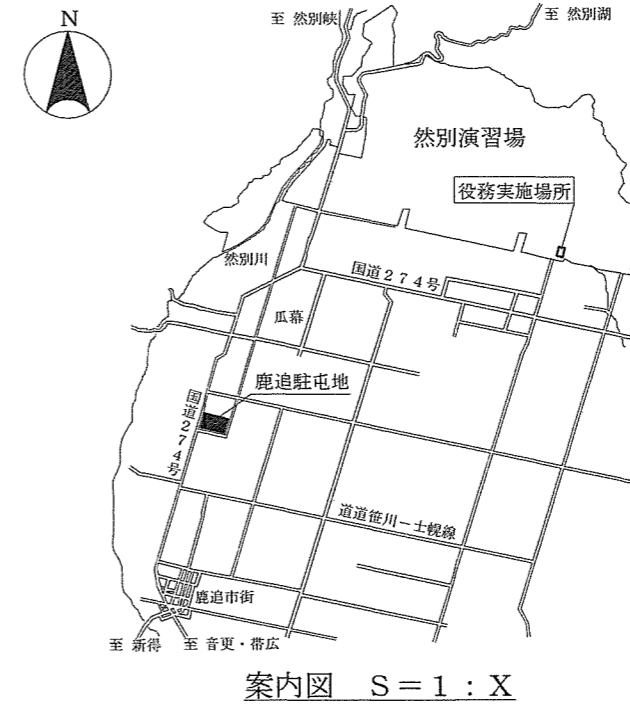
図名表紙				仕様書 番号	15	図番	1/3
業務隊長	管理科長	営繕班長	工事企画	管財			
							
鹿追駐屯地業務隊管理科		令和6年5月13日		作成者	秋元 勇 人		

役 務 仕 様 書

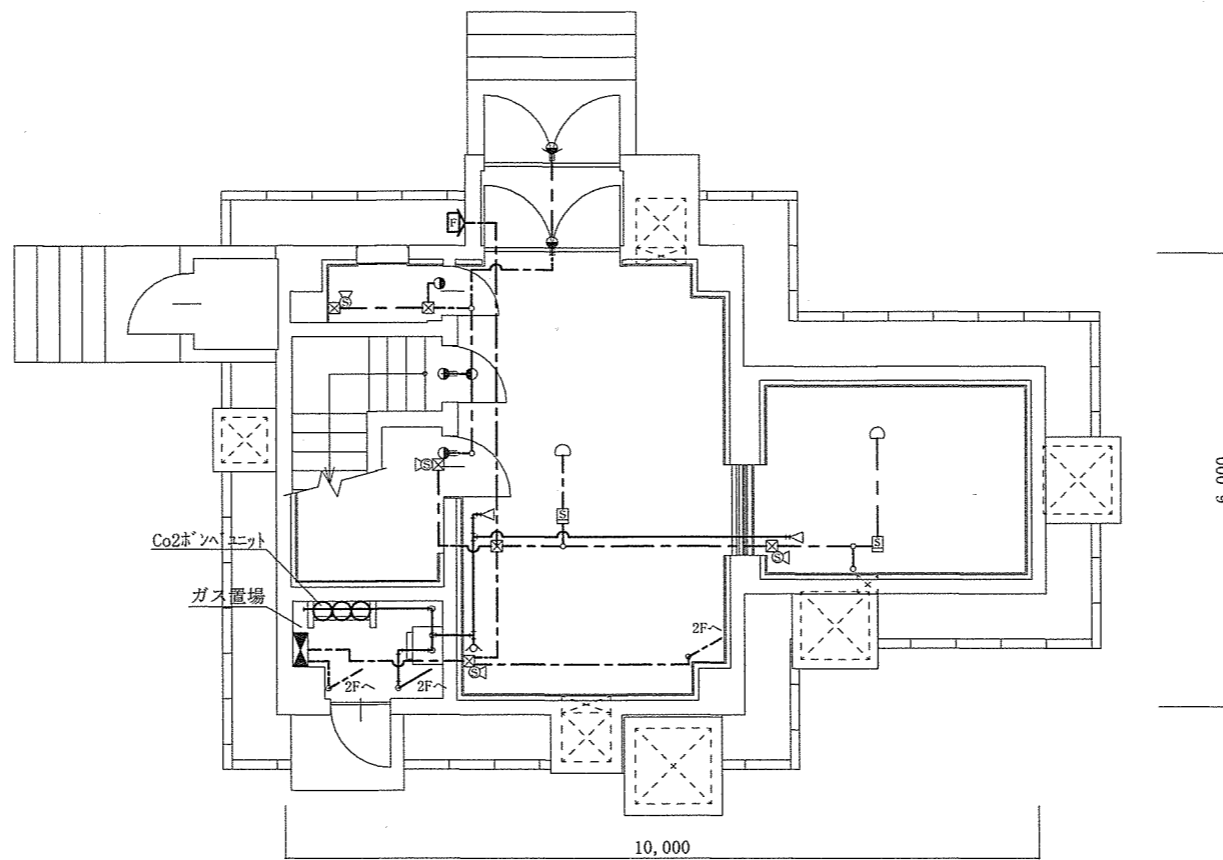
- 1 役務件名：二酸化炭素消火設備総合点検役務
- 2 役務場所：河東郡鹿追町字ウリマク 然別演習場しょう舎地区通信局舎
- 3 適用範囲： 本仕様書は、陸上自衛隊鹿追駐屯地然別演習場しょう舎地区で実施する「二酸化炭素消火設備総合点検役務」について適用する。
- 4 役務概要：二酸化炭素消火設備総合点検 一式
- 5 一般事項
 - (1) 本役務は本仕様書によるほか、関係法令・条例等を厳守し、安全管理に十分留意し作業を実施する。
 - (2) 本仕様書に明記なき事項又は、疑いを生じた場合はすべて監督官と協議しその指示による。
 - (3) 請負業者は、役務を完全に遂行できる能力を具備するものとする。
 - (4) 請負業者は安全管理処置を適切に実施し、安全についての責任を負う。
 - (5) 本役務に関し、監督官の指示する書類を提出し承諾を受ける。
 - (6) 本役務の写真撮影において、役務の対象以外の撮影は禁止する。
 - (7) 本役務の写真は請負業者の責任により各工程毎に分けて撮影し、カラーサービス版・デジタルカメラのどちらかで撮影してもアルバムを作成のうえ、監督官に提出する。
 - (8) 本役務に必要な器材等は、全て請負業者が準備する。
 - (9) 本役務に起因した事故により官側に損害を与えた場合は、請負業者の責任において原状に復する。
 - (10) 点検終了後、速やかに点検結果報告書を作成し提出する。
- 6 特記事項
 - (1) 本役務は別途実施する「二酸化炭素消火設備操作箱取替役務」終了後に実施することとし、本役務実施が可能となる月日は別示する。
 - (2) 本役務は消防法施行規則31の6に基づき総合点検を実施する。
 - (3) 本役務は消防設備士（甲種・乙種）第3類又は消防設備点検資格者第1種の資格を有する者が行うものとする。

7 総合点検項目

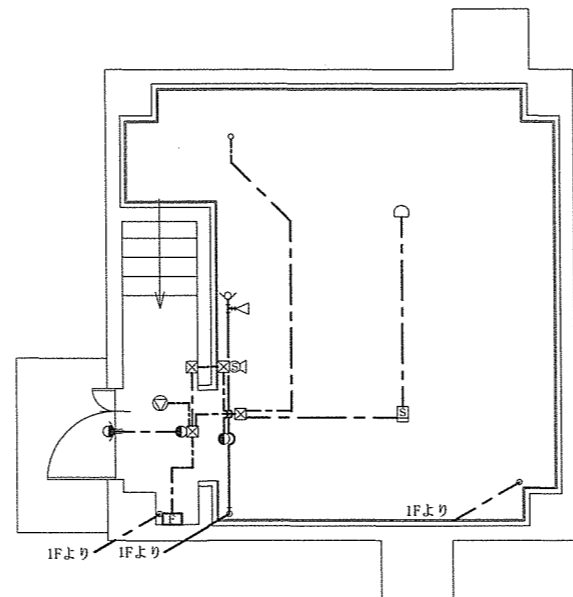
(1) 二酸化炭素容器	3本	(10) 不 還 弁	4個
(2) 容器弁開放装置	3個	(11) ダンパー	11台
(3) 起動用容器	2本	(12) 放出表示灯	9台
(4) 起動操作箱	2個	(13) 選 択 弁	2個
(5) 煙感知器（光電式スポット型）	3個	(14) ヘ ッ ド	3個
(6) 熱感知器（差動式スポット型）	3個	(15) 閉 止 弁	1個
(7) スピーカー	5個	(16) 作動試験	1式
(8) 制 御 盤	1面	(17) 配線点検（絶縁測定）	1式
(9) 圧力スイッチ	2個	(18) 放出試験	1式



件 名	二酸化炭素消火設備総合点検役務	図 番	2 / 3
図 名	仕様書・案内図・然別演習場しょう舎地区配置図	縮 尺	
鹿追駐屯地業務隊管理科	令和6年5月13日	作成者	秋元 勇人



1 6 通信局舎(1 F)平面図 S=1 : 1 0 0



1 6 通信局舎(2 F)平面図 S=1 : 1 0 0

- 凡 例
- : 制御盤
 - : 手動起動操作箱
 - : 噴射ヘッド
 - : 放出表示灯
 - : スピーカー
 - : 熱感知器
 - : 煙感知器
 - : 不 還 弁
 - : C o 2 配管路
 - : 電 線 路

件 名	二酸化炭素消火設備総合点検役務	図 番	3 / 3
図 名	平 面 図	縮 尺	
鹿追駐屯地業務隊管理科	令和6年5月13日	作成者	秋元 勇人

仕 様 書

調達要求番号：4MKK1AH0004

陸上自衛隊仕様書		
軽油2号スタンド (南側) 計量機ホース交換	仕様書番号	第 5 号
	作成	令和6年 4月25日
	変更	令和 年 月 日
	部隊名	鹿追駐屯地業務隊

1 修理件名

軽油2号スタンド(南側)計量機ホース交換

2 修理場所

河東郡鹿追町笹川北12線10番地
陸上自衛隊鹿追駐屯地 軽油2号スタンド南側 1箇所

3 概要

- (1) 部品交換(ホースクミ2 FRJI009U002 他2点)
- (2) 部品交換作業

4 交換部品

- (1) ホースクミ2 FRJI009U002
- (2) パッキンバンドカンコバンガタ
- (3) 3/4パッキン ZQ2070A03

5 一般事項

- (1) 本仕様書に明記なき事項又は、疑いを生じた場合はすべて監督官と協議しその指示による。
- (2) 請負業者は安全管理処置を適切に実施し、安全についての責任を負う。
- (3) 修理終了後、速やかに点検結果報告書を提出する。
- (4) 修理完了後に生じた故障、機能不良の修復については、その原因が請負業者の責に帰すべき事由によるものと認められる場合は、検査終了後1年限り請負業者が修復する保証義務を負う。
- (5) 本作動点検実施中に発生した事故等については、請負業者の責任とし、自衛隊側に損害を与えた場合は補償する。

6 特記事項

本修理の施工は、本仕様書に示された修理がその機能を完全に発揮できるように実施する。

仕様書に関する問い合わせ

陸上自衛隊鹿追駐屯地業務隊補給科

TEL：0156-66-2211(内)324 中村

契約に関する問い合わせ

陸上自衛隊鹿追駐屯地第374会計隊鹿追派遣隊

TEL：0156-66-2211(内)347 田所

仕 様 書

調達要求番号：4MKK1AH0004

陸上自衛隊仕様書		
駐屯地整備車外注整備	仕様書番号	第 6 号
	作 成	令和6年5月8日
	変 更	令和 年 月 日
	部 隊 名	鹿追駐屯地業務隊

1 検 査 件 名

駐屯地整備車外注整備

2 検 査 車 両

駐屯地整備車 1両

日立製

機種：ZW30

号機：001786

点検修理：HST回路ホース油漏れ修理

3 検 査 場 所

河東郡鹿追町笹川北12線10番地

陸上自衛隊鹿追駐屯地 輸送班事務所前

検査場所については、検査官及び監督官が案内をするので事前に連絡されたい。

4 検 査 概 要

駐屯地整備車の外注整備

5 一 般 事 項

- (1) 本仕様書に明記なき事項または、疑いを生じた場合は全て監督官と協議しその指示による。
- (2) 請負業者は、本検査が出来る資格を有する者とする。
- (3) 請負業者は、安全管理処置を適切に実施し安全についての責任を負う。
- (4) 検査終了後、速やかに検査結果報告書を提出する。
- (5) 本検査実施中に発生した事故等については、請負業者の責任とし自衛隊側に損害を与えた場合は、補償する。

6 特 記 事 項

- (1) 検査に必要な消耗品は、請負業者の負担とする。
- (2) 検査に必要な出張費及び技術料は、請負業者の負担とする。

7 仕様書に関する問い合わせ

所属部隊：陸上自衛隊鹿追駐屯地業務隊補給科

TEL : 0156-66-2211 (内) 382

階級氏名：1等陸曹 森谷 善明